

# 第112回

## 定時株主総会

# 招集ご通知

### 開催日時

**2022年6月23日**（木曜日）  
午前**10時**（受付開始 午前9時）

### 開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

## 当社本店6階会議室

※末尾の会場ご案内をご参照ください

郵送またはインターネット等  
による議決権行使の期限

**2022年6月22日**（水曜日）  
午後**5時20分**まで

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により極力、事前に議決権を行使していただき、株主の皆様のご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。株主総会の様子をご自宅等でご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。視聴方法および本株主総会における当社の対応については、同封いたしました「第112回定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご覧ください。

### 決議事項

#### （会社提案）

- 第1号議案 取締役の員数の変更に係る定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 株主総会資料の電子提供制度に係る定款一部変更の件

#### （株主提案）

- 第4号議案 代表執行役社長の個別報酬開示に係る定款変更の件
- 第5号議案 日本銀行出身の役員の個別報酬開示に係る定款変更の件
- 第6号議案 特別顧問の設置
- 第7号議案 政策保有株式に係る定款変更の件
- 第8号議案 純投資目的で保有する株式及び非上場REITの売却に係る定款変更の件
- 第9号議案 議決権行使結果の開示に係る定款変更の件

株主各位

(証券コード 8511)

2022年6月1日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

**日本証券金融株式会社**

取締役 代表執行役社長 **櫛田 誠希**

## 第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ2022年6月22日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

4 ページに記載の「インターネットによる議決権行使等のご案内」をご参照のうえ2022年6月22日（水曜日）午後5時20分までに賛否をご入力ください。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
<b>2 場 所</b>	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号 当社本店6階会議室 (末尾の会場ご案内をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第112期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果の報告の件</li> <li>第112期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容の報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項（会社提案）</b></p> <p>第1号議案 取締役の員数の変更に係る定款一部変更の件</p> <p>第2号議案 取締役7名選任の件</p> <p>第3号議案 株主総会資料の電子提供制度に係る定款一部変更の件 <b>（株主提案）</b></p> <p>第4号議案 代表執行役社長の個別報酬開示に係る定款変更の件</p> <p>第5号議案 日本銀行出身の役員の個別報酬開示に係る定款変更の件</p> <p>第6号議案 特別顧問の設置</p> <p>第7号議案 政策保有株式に係る定款変更の件</p> <p>第8号議案 純投資目的で保有する株式及び非上場REITの売却に係る定款変更の件</p> <p>第9号議案 議決権行使結果の開示に係る定款変更の件</p>
<b>4 議決権の行使等についてのご案内</b>	3～5ページに記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況に関する事項」、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。また、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。
- 事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。
- 当日当社では、軽装にて対応させていただきますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知の発送日は2022年6月1日ですが、早期開示の観点から発送日前から当社および東京証券取引所等のウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.jsf.co.jp/>)

## 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

**日時** 2022年6月23日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

**場所** 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号  
当社本店6階会議室

(末尾の「定時株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

### 郵送で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

後記のご記入方法をご覧ください

**行使期限** 2022年6月22日(水曜日) 午後5時20分到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合

---



スマートフォン、パソコン等から議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

詳しくは次頁をご覧ください

**行使期限** 2022年6月22日(水曜日) 午後5時20分まで

### 「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

---

機関投資家の皆様は、上記インターネットによる議決権行使のほかに、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」を本総会における議決権行使の方法としてご利用いただくことができます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

1. スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「議決権行使コード」および「パスワード」の入力なしで議決権を行使できます。

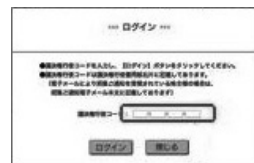
2. 画面の案内に従って賛否をご入力ください。



・QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1. 下記のウェブサイトへアクセスしてください。  
議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>)
2. 議決権行使コードを入力してログイン後、パスワードをご入力ください。



議決権行使コードとパスワードの記載位置



3. 画面に従い賛否をご入力ください。

- ・一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。
- ・インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合はインターネットの議決権行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた行使内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる  
議決権行使のお問合せ先

 0120-707-743

日本証券代行株式会社代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

受付時間 9:00~21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

本総会では、**会社提案**（取締役会からご提案させていただく議案）と**株主提案**（一部の株主からご提案された議案）の決議を行います。

**第4号議案～第9号議案**は一部の株主からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は21ページ以降をご覧ください。

▶議決権行使書の記入例をご紹介します。

### 会社提案・当社取締役会意見に 賛成いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>下の候補者を除く</small>	第3号議案
会社提案	(賛)	(賛)	(賛)
	(否)	(否)	(否)

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
株主提案	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)
	(否)	(否)	(否)	(否)	(否)	(否)



右記のような場合は**無効**となります。  
賛成、反対の両方に○をつけた場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>下の候補者を除く</small>	第3号議案
会社提案	(賛)	(賛)	(賛)
	(否)	(否)	(否)

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、**会社提案**については「賛」、**株主提案**については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

# 株主総会参考書類

会社提案 本議案は、会社提案によるものであります。

## 第1号議案 取締役の員数の変更に係る定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は2019年に指名委員会等設置会社に移行し、監督と執行を分離したうえで、社外取締役3名を含む取締役5名の体制で、取締役会による監督の実効性を高めるべく取組んできております。

具体的には、取締役会議長および三委員会の委員長をすべて社外取締役とする体制のもと、中期経営計画等の策定にあたっては様々な角度からの検討と議論を積み重ねております。また、業務執行の適切な監督のため、報告内容の見直しや業務説明会の実施など取締役への情報提供の充実にも努めてきております。こうした取組みについては、取締役会の実効性評価においても適切であるとの評価を受けております。

もっとも、コーポレートガバナンス・コードの改訂や東京証券取引所における新市場区分への移行、国際化・DX化等の一層の進展などの環境変化や、中期的な経営方針の下での次期中期経営計画の策定・実行といった局面を迎え、経営の基本方針を決定するとともに監督機能を担うという指名委員会等設置会社の取締役会としての役割をさらに充実させる観点から、当社としては、取締役会の構成等について改めて指名委員会での審議を経て取締役会において検討を行いました。

その結果、現在の取締役会は、必要なスキルを持った取締役によって構成されており実効性をもって執行に対する監督機能を果たしているが、環境変化等を踏まえればスキルの複層化を図ることが望ましいこと、監督と執行の人数面でのバランスや年齢構成・ジェンダーの多様化も重要であること、これらを踏まえ、取締役会の規模を現在の5名に加え社外取締役を2名程度増員することが適当との認識に至りました。また、スピーディな意思決定を可能としつつ当社の規模を勘案し、スキルマトリックスを踏まえて取締役の員数の上限を実人員対比で一定の余裕を持たせつつ見直すことが適当との結論を得ました。

つきましては、現行定款第19条で定める取締役の員数につき、実人員7名に対して1名の余裕を持たせた8名以内に変更することをご提案いたします。

なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第19条 当会社に取締役 <u>10</u> 名以内を置く。	(取締役の員数) 第19条 当会社に取締役 <u>8</u> 名以内を置く。

会社提案 本議案は、会社提案によるものであります。

## 第2号議案


### 取締役7名選任の件

第1号議案の「1. 提案の理由」に記載したとおり、当社では、取締役会の構成等について、改めて指名委員会での審議を経て取締役会において検討を行った結果、現在の取締役会は、必要なスキルを持った取締役によって構成されており実効性をもって執行に対する監督機能を果たしているが、環境変化等を踏まえればスキルの複層化を図ることが望ましいこと、監督と執行の人数面でのバランスや年齢構成・ジェンダーの多様化も重要であること、これらを踏まえ、取締役会の規模を現在の5名に加え社外取締役を2名程度増員することが適当との認識に至りました。

つきましては、取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますが、社外取締役を2名増員することとし、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。




候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 <p>お ば た    な お た か <b>小幡 尚孝</b> (1944年10月15日生)</p> <p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>	1968年 4月 株式会社三菱銀行入行 1999年 5月 株式会社東京三菱銀行常務取締役 2004年 1月 同行専務執行役員 2004年 6月 同行副頭取 2005年 6月 ダイヤモンドリース株式会社取締役社長 2007年 4月 三菱UFJリース株式会社（現 三菱HCキャピタル株式会社）取締役社長 2010年 6月 同社取締役会長 2012年 6月 同社相談役 2013年 4月 日本年金機構理事 2018年 6月 三菱UFJリース株式会社（現 三菱HCキャピタル株式会社）特別顧問（現任） 2019年 6月 当社取締役 取締役会議長（現任）	— 取締役在任期間 3年（本総会終結時） 取締役会等の出席状況 取締役会 11回/11回（100%） 指名委員会 8回/8回（100%） 報酬委員会 5回/5回（100%）
		<p>(候補者とした理由及び期待する役割)</p> <p>金融界における企業経営に関する豊富な経験を有し、また海外での業務経験を通じて、国際的な業務展開についても豊富な知識と幅広い見識を有していることから、社外取締役として独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。</p> <p>(独立性)</p> <p>株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。本議案において承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、同氏が2010年6月まで取締役社長を務めていた三菱HCキャピタル株式会社と当社の間に取り扱はありません。</p>	


候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	 <p>すぎの しょうこ <b>杉野 翔子</b> (1945年8月7日生)</p> <p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>	<p>1973年4月 弁護士登録 藤林法律事務所入所 1994年4月 藤林法律事務所パートナー弁護士（現任） 1997年4月 司法研修所教官 2000年4月 東京家庭裁判所調停委員 2005年7月 公害等調整委員会委員 2007年3月 木徳神糧株式会社監査役（現任） 2018年6月 株式会社タケエイ監査役（現任） 2019年6月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 藤林法律事務所パートナー弁護士 木徳神糧株式会社 監査役 株式会社タケエイ 監査役</p>	<p>1,500株</p> <p>取締役在任期間</p> <p>3年（本総会終結時）</p> <p>取締役会等の出席状況</p> <p>取締役会 11回/11回（100%） 指名委員会 8回/8回（100%） 監査委員会 11回/11回（100%） 報酬委員会 5回/5回（100%）</p>
	<p>(候補者とした理由及び期待する役割)</p> <p>弁護士として法務・コンプライアンスに関する豊富な経験と幅広い見識を有し、また内部統制、サステナビリティ、コーポレートガバナンスについても知見を有していることから、社外取締役として独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>(独立性)</p> <p>株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。本議案において承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。</p>		


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	 いいむら しゅうや <b>飯村 修也</b> (1964年2月13日生)	1987年 4月 東京証券取引所入所 2001年 7月 同所総務部広報室課長 2010年 6月 株式会社東京証券取引所派生商品部長 2014年 3月 株式会社大阪取引所市場企画部長 2016年 4月 株式会社日本取引所グループ人事部 2016年 6月 当社常勤監査役 2018年 8月 株式会社インテリックス監査役（現任） 2019年 6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社インテリックス 監査役	11,100株
			取締役在任期間
			3年（本総会最終時）
			取締役会等の出席状況
			取締役会 11回/11回（100%） 監査委員会 11回/11回（100%）
<p>(候補者とした理由及び期待する役割)</p> <p>東京証券取引所の部長を歴任し、金融・証券の分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、また当社の常勤監査役、常勤監査委員として当社業務に関する監視や監査に携わり、内部統制、コンプライアンスについても知見を有していることから、社外取締役として独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>(独立性)</p> <p>株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。本議案において承認された場合には、引き続き独立役員となる予定で ず。</p>			

**再任** **社外** **独立**

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	 <p>ふたごいし けんすけ <b>二子石 謙輔</b> (1952年10月6日生)</p> <p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>	1977年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行	—
		1998年4月 同行秘書室（東京）秘書役	取締役在任期間
		2001年4月 株式会社UFJホールディングス（現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）リテール企画 部長	
		2002年1月 株式会社UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 五反田法人営業部長兼五反田支店長	取締役会等の出席状況
		2003年10月 株式会社アイワイバンク銀行（現 株式会社セブ ン銀行）入社	
		2004年6月 同社取締役業務推進部長	
		2006年6月 同社取締役執行役員企画部長兼業務推進部長	
		2006年10月 同社取締役執行役員企画部長	
		2007年11月 同社取締役常務執行役員企画部長	
		2009年6月 同社取締役専務執行役員企画部長	
2010年6月 同社代表取締役社長			
2018年6月 同社代表取締役会長（2022年6月退任予定）			
<p>(候補者とした理由及び期待する役割)</p> <p>ユニークで先端的なビジネスモデルの金融機関の経営に関する豊富な経験を有し、また内部統制・リスクマネジメントについても豊富な知識と幅広い見識を有していることから、社外取締役として独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。</p> <p>(独立性)</p> <p>本議案において承認された場合には、新たに、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。また、現在同氏が代表取締役会長を務めている株式会社セブン銀行と当社との間に取引はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	 <p>やまかわ たかよし <b>山川 隆義</b> (1965年10月2日生)</p> <p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>	<p>1991年4月 横河ヒューレットパッカード株式会社入社 1995年10月 ボストンコンサルティンググループ入社 1997年1月 同社プロジェクトマネージャー 1999年5月 同社プリンシパル 2000年6月 株式会社ドリームインキュベータ創業（共同） 取締役CTO 2005年6月 同社取締役副社長 2006年6月 同社代表取締役社長（2020年6月退任） 2020年7月 ビジネスプロデューサー合同会社代表社員（現任） 2021年1月 株式会社BitStar社外取締役（現任） 2021年4月 Baseconnect株式会社社外取締役（現任） 2021年6月 あかつき証券株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) ビジネスプロデューサー合同会社 代表社員 あかつき証券株式会社 社外取締役</p>	<p>—</p> <p>取締役在任期間</p> <p>—</p> <p>取締役会等の出席状況</p> <p>—</p>
		<p>(候補者とした理由及び期待する役割) デジタルトランスフォーメーション等に関する技術革新動向について豊富な知識と幅広い見識を有し、また産業界における企業経営に関する豊富な経験を有していることから、社外取締役として独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。 (独立性) 本議案において承認された場合には、新たに、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。また、同氏が代表社員を務めているビジネスプロデューサー合同会社および2020年6月まで代表取締役を務めていた株式会社ドリームインキュベータと当社の間取引はありません。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	 <p>くしだ しげき <b>櫛田 誠希</b> (1958年6月8日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>2008年 5月 日本銀行総務人事局審議役 (人事運用担当)</p> <p>2009年 3月 同行総務人事局長</p> <p>2010年 6月 同行企画局長</p> <p>2011年 5月 同行名古屋支店長</p> <p>2013年 3月 同行理事</p> <p>2017年 4月 アメリカンファミリー生命保険会社 (現 アフラック生命保険株式会社)シニア・アドバイザー</p> <p>2019年 5月 当社顧問</p> <p>2019年 6月 当社取締役 代表執行役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社デンソー 取締役</p>	<p>12,600株</p> <p>取締役在任期間</p> <p>3年 (本総会終結時)</p> <p>取締役会等の出席状況</p> <p>取締役会 11回/11回 (100%) 指名委員会 8回/8回 (100%) 報酬委員会 5回/5回 (100%)</p>
	<p>(候補者とした理由)</p> <p>日本銀行理事などを歴任するなど金融・証券の分野での幅広い経験・知識を有し、また、2019年からは代表執行役社長として当社の経営に携わっており、経営の最高責任者として執行役を統率、指揮する者が取締役を兼務することにより、取締役会の監督機能等の向上と当社の中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	 <p>あさくら ひろし <b>朝倉 洋</b> (1955年11月1日生)</p> <p><b>再任</b></p>	1978年 4月 当社入社 2002年 6月 当社企画部長 2005年 6月 当社貸借取引部長 2006年 6月 当社執行役員貸借取引部長 2008年 2月 当社執行役員融資部長 2009年 6月 当社常務取締役 2013年 6月 当社専務取締役 (2016年6月退任) 2016年 6月 日本ビルディング株式会社取締役社長 (2021年6月退任) 2021年 6月 当社取締役 (現任)	49,900株
			取締役在任期間
			1年 (本総会終結時)
			取締役会等の出席状況 取締役会 9回/9回 (100%) 監査委員会 9回/9回 (100%)
(候補者とした理由) 当社の部長および取締役を歴任し、当社の業務全般に精通していることに加え、金融・証券の分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、また財務についての知見も有していることから、当社の経営に対する実効性の高い監督と中長期的な経営方針の決定等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。			

**再任** 再任取締役候補者

**新任** 新任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 独立役員

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、小幡尚孝氏、杉野翔子氏、飯村修也氏および朝倉洋氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、二子石謙輔氏および山川隆義氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 3.取締役会等の出席状況は取締役就任後に開催された取締役会および各委員会への出席状況を記載しております。
- 4.当社は、取締役、執行役、執行役員およびその他重要な使用人ならびに子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害 (損害賠償金および訴訟費用) について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

【ご参考①】 取締役候補者のスキル一覧表（スキルマトリックス）

氏名	企業 経営	金融 証券 経済	国際性	法務 コンプラ イアンス	財務 会計	内部統制 リスクマネ ジメント	ESG
お ばた なお たか 小 幡 尚 孝	○	○	○			○	○
すぎ の しょう こ 杉 野 翔 子				○		○	○
いい むら しゅう や 飯 村 修 也		○		○	○	○	
ふた ご いし けん すけ 二子石 謙 輔	○	○			○	○	○
やま かわ たか よし 山 川 隆 義	○	○	○		○	○	○
くし だ しげ き 櫛 田 誠 希	○	○	○			○	○
あさ くら ひろし 朝 倉 洋		○			○		



## 【ご参考②】取締役候補者の取締役会議長、指名・監査・報酬各委員会への就任予定

取締役候補者7名（うち女性1名）は、本株主総会において選任された後、以下のとおり就任する予定です。

氏名	担当	委員会			備考
		指名委員会	監査委員会	報酬委員会	
お ばた なお たか 小 幡 尚 孝	取締役会 議長	委員長		委員長	再任 社外
すぎ の しょう こ 杉 野 翔 子		委員	委員	委員	再任 社外
いい むら しゅう や 飯 村 修 也			委員長		再任 社外
ふた ごいし けん すけ 二子石 謙 輔		委員		委員	新任 社外
やま かわ たか よし 山 川 隆 義			委員	委員	新任 社外
くし だ しげ き 櫛 田 誠 希		委員		委員	再任 社内 (代表執行役社長)
あさ くら ひろし 朝 倉 洋			委員		再任 社内 (非執行)

(ご参考)

### 社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、次のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断する。

1. 現在において、次の (1) から (5) のいずれかに該当する者

(1) 主要な株主

- ・ 当社の主要な株主（議決権所有割合が10%以上の株主）またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(2) 主要な取引先

- ・ 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社との取引がその者の連結営業収益の2%以上となる者）またはその者が法人等である場合は、その業務執行者
- ・ 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社連結営業収益の2%以上を占める取引先）またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(3) 専門家等

- ・ コンサルタント、会計専門家または法律専門家等で、当社から役員報酬以外に1事業年度あたり1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者またはその者が法人等である場合は、その業務執行者

(4) 寄附

- ・ 当社から1事業年度あたり1,000万円を超える寄附を受けた者またはその者が法人等である場合はその業務執行者

(5) 近親者

- ・ 上記 (1) から (4) に該当する者の近親者（配偶者または二親等以内の親族）

2. 過去3年間のいずれかの時点において、1. のいずれかに該当する者

以 上

会社提案 本議案は、会社提案によるものであります。

### 第3号議案

## 株主総会資料の電子提供制度に係る定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 る)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



株主提案 本議案は、株主2名からの共同のご提案によるものであります。なお、提案の内容および提案の理由については、提案株主から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

#### 第4号議案

### 代表執行役社長の個別報酬開示に係る定款変更の件

#### 1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第9章 役員の報酬開示

(代表執行役社長の報酬開示)

第38条 当社は、代表権を有する執行役に対して前事業年度に報酬として支給した金額（非金銭報酬を含む。）を、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

#### 2. 提案の理由

当社の株価は解散価値を大きく下回り、当社の経営陣は株主価値の向上が期待できる抜本的な施策を実施できていない。当社では、1950年の上場以来の歴代社長10名全員が日本銀行からの天下りである。提案株主は、これら日本銀行出身の社長が、日本銀行勤務時代よりもはるかに大きな報酬を得ることによって、株主価値の向上に向けたインセンティブを喪失していることを懸念しており、その懸念を払しょくするために社長の個別報酬の開示を求める。

なお、当社の執行役6名の昨年度の一人平均の報酬額は5027万円であり、令和2年度の日本銀行総裁の年間報酬額3530万円を大きく上回る。当社の櫛田社長の日本銀行での最終役名は理事であり、同年度の日本銀行の理事の最高額は2223万円である。日本銀行理事を当社社長に採用するために、日本銀行総裁以上の待遇を用意する必要があったのか疑問が残る。

## 取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、執行役および取締役（以下「執行役等」といいます。）の報酬等の内容に係る決定に関する方針および役員区分ごとの報酬等の総額について、法令に則り、事業報告および有価証券報告書で適切に開示しております。

また、本議案は執行役等の報酬等に関連するものであるところ、報酬委員会は本議案について審議を行い、当社の執行役等の報酬等に関するガバナンスは報酬委員会で適切に運営され、報酬等の開示も適切に行われており、定款に本議案のような規定を設ける必要はないとの結論に至っております。

さらに、当社では、執行役等の報酬等の内容に係る決定に関する方針および執行役等の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が決定する権限を有しております。その上で報酬委員会は、こうした権限を適切に行使して、執行役等の個人別の報酬等を適切に決定しております。具体的には、執行役等の報酬等は、企業理念および経営方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役および執行役の役割、期待される機能にあわせた体系・水準としており、このうち執行役の報酬については、当社の業績および株式価値との連動性を高める観点から、定額の月額報酬（基本報酬）ならびに業績連動の役員賞与および株式報酬としております。

なお、本株主提案は、「日本銀行出身の社長が、日本銀行勤務時代よりもはるかに大きな報酬を得ることによって、株主価値の向上に向けたインセンティブを喪失していることを懸念しており、その懸念を払しょくするために社長の個別報酬の開示を求める」としています。しかし、執行役等の報酬は上記のとおり企業価値の向上と整合的なインセンティブが働くよう定められており、日本銀行における報酬とは関係がありません。提案株主が当社の報酬体系が株主価値向上のインセンティブを喪失させるとする根拠は不明であり、提案株主の主張は株主価値向上とは無関係と考えております。

以上を踏まえ、取締役会としては、当社が報酬等の決定および開示のいずれについても法令に則り適切かつ十分に対応していることから、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

### 取締役会の 意見

株主提案 本議案は、株主2名からの共同のご提案によるものであります。なお、提案の内容および提案の理由については、提案株主から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

## 第5号議案

# 日本銀行出身の役員の個別報酬開示に係る定款変更の件

### 1. 提案の内容

現行の定款に以下条文を新設する。

(日本銀行出身の役員の報酬開示)

第39条 当社は、日本銀行における勤務経験を有する執行役、取締役及び特別顧問並びに日本銀行における勤務経験を有する当社の連結子会社の取締役、顧問及び相談役に対して前事業年度に報酬として支給した金額(非金銭報酬を含む。)を、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において個別に開示する。

### 2. 提案の理由

1992年以降の当社の社長経験者は、全員が社長退任後に当社の顧問等に就任している。また、現在の特別顧問、会長及び執行役専務も日本銀行出身者である。

さらに、日本銀行の局長から当社に天下りした人物(以下「局長級人材」という)に限っても、1980年以降現任の岡田豊専務に至るまで、40年以上にわたって常務以上の地位への天下りが間断なく継続しており、最終的に局長級人材の全員が当社の専務に就任している。また、1998年の日証金信託銀行設立以降は、当社の専務に就任した局長級人材の全員が同銀行の社長に就任し、その後、一部は、社長退任後同銀行の顧問等に就任している。

日本銀行出身者は、天下り後に当社グループ内で特別待遇を受けている可能性が高く、その特別待遇が株主価値向上のインセンティブを喪失させているおそれがある。そこで、日本銀行出身者の個別報酬を開示し、報酬面での特別待遇の有無を明らかにすることを求める。



## 取締役会としては、本議案に反対いたします。

第4号議案にかかる取締役会の意見に記載したとおり、当社では、執行役および取締役（以下「執行役等」といいます。）の報酬等の内容に係る決定に関する方針および執行役等の個人別の報酬等の内容について、報酬委員会がその権限に基づいて適切に決定した上、当該方針および役員区分ごとの報酬等の総額について、事業報告および有価証券報告書で適切に開示しております。

また、特別顧問の委嘱については指名委員会の審議を経て取締役会で決定し、その報酬については報酬委員会での決定の上、これらの点についてコーポレートガバナンス報告書で適切に開示しております。

さらに、本議案は執行役等および特別顧問の報酬等に関連するものであるところ、報酬委員会は本議案について審議を行い、当社の執行役等および特別顧問の報酬等に関するガバナンスは報酬委員会でも適切に運営され、報酬等の開示も適切に行われており、定款に本議案のような規定を設ける必要はないとの結論に至っております。

提案理由では、当社における日本銀行出身者の役員登用が否定的に評価されておりますが、当社は貸借取引をはじめとする証券金融業務の公共的な役割やその特殊性に鑑み、執行役をはじめとする経営幹部に求める資質として、公共的役割を十分認識して業務執行を遂行することができること、金融・証券市場全般について広範な知見を有していること、当社を取り巻く金融・証券業界のさまざまな環境変化に対し、柔軟に対応できることなどを重視しており、日本銀行出身者の登用はこれらの資質を有することを踏まえた判断に基づくものです。その待遇は職責等に見合ったものとしており、当社および連結子会社による報酬等の支給状況は法令等に基づき適正に開示しております。

なお、本株主提案は、「日本銀行出身者は、天下り後に当社グループ内で特別待遇を受けている可能性が高く、その特別待遇が株主価値向上のインセンティブを喪失させているおそれがある。そこで、日本銀行出身者の個別報酬を開示し、報酬面での特別待遇の有無を明らかにすることを求める」としています。しかし、執行役等の報酬は上記のとおり企業価値の向上と整合的なインセンティブが働くよう定められております。提案株主が当社の報酬体系が株主価値向上のインセンティブを喪失せるとする根拠は不明であり、提案株主の主張は株主価値向上とは無関係と考えております。

以上より、取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

### 取締役会の意見

株主提案 本議案は、株主2名からの共同のご提案によるものであります。なお、提案の内容および提案の理由については、提案株主から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

## 第6号議案

## 特別顧問の設置

### 1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第10章 特別顧問

(特別顧問)

第40条 当会社は取締役会決議により、特別顧問を置くことができる。

### 2. 提案の理由

当社の元社長である増淵稔は、日本銀行からの天下り後、2004年に社長、2012年に会長、2019年に特別顧問に就任している。日本銀行から天下り後、社長、会長を経て特別顧問に就任した例は、他にも2人いる。

顧問制度そのものに対する、ガバナンス上の問題点も指摘されているところ、日本銀行から天下りで社長に就任した人物が、退任後もなお特別顧問の地位に居続けることは、社会的公正（所謂ESGの「S」）にも反する。

当社は、特別顧問制度の意義として、財界でのPR効果を通じて中長期的な企業価値向上に貢献する等と説明するため、本議案は、その説明に沿って、特別顧問制度を定款で定めることを求めるものである。特別顧問制度に意義を認めていない株主提案は、当然、この議案に反対する。当社は、本議案の否決を以て、株主がその存在意義を認めていないことを認識し、直ちに特別顧問制度を廃止するべきである。

## 取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社における顧問の役割は、財界活動や社会貢献活動等に従事することを中心としており、顧問の委嘱については指名委員会の審議を経て取締役会で決定し、報酬については報酬委員会で決定の上、これらの点についてコーポレートガバナンス報告書に開示しております。当社としては、社長経験者がこのような活動に従事することにより、当社の財界等におけるリレーションの維持やPR効果を期待しており、企業価値向上につながるものと判断しております。

本議案は、特別顧問制度に意義があると考えるのであれば、定款に設置根拠規定を設けるべきことを提案理由とするものと理解しております。当社としても、特別顧問制度の客観性・透明性を確保すべきと考え、顧問の委嘱および待遇の決定は上記のように指名委員会、報酬委員会、および取締役会での審議を経て決定し、かつ開示することとしており、日常の業務執行においても、指名委員会等設置会社の機関設計のもと、監督と執行を分離し、適切な意思決定がなされる体制を構築しており、実際に当社顧問は、経営のいかなる意思決定にも関与いたしておりません。これらの取組みによって特別顧問制度の客観性・透明性を確保していることから、定款に特別顧問の設置根拠規定を設ける必要はないものと考えております。

なお、本株主提案は、「顧問制度そのものに対する、ガバナンス上の問題点も指摘されているところ、日本銀行から天下りで社長に就任した人物が、退任後もなお特別顧問の地位に居続けることは、社会的公正（所謂ESGの「S」）にも反する」としていますが、こうした主張は株主価値向上とは無関係と考えております。

よって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

### 取締役会の 意見

株主提案 本議案は、株主2名からの共同のご提案によるものであります。なお、提案の内容および提案の理由については、提案株主から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

## 第7号議案

# 政策保有株式に係る定款変更の件

## 1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第11章 当社が保有する有価証券

(政策保有株式の目的の検証と結果の開示)

第41条

(1) 当社は、当社が保有する政策保有株式の保有目的である「取引関係を強化すること」や「連携を図ること」が、政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、当該株式の売却を希望する旨を伝える。

(2) 当社は、前項の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

## 2. 提案の理由

当社は、2021年3月末現在、貸借対照表計上額(単体)で27億77百万円、9銘柄の政策保有株式を保有する。

2021年3月期の有価証券報告書によれば、上場株式2銘柄の保有目的は、発行会社の主要子会社等との「取引関係を強化すること」または「連携を図ること」と開示されているが、株式を保有すると何故取引関係の強化や連携が可能なのか、因果関係が不明である。

上記2社は、コーポレートガバナンス・コード補充原則1-4-1をコンプライしているため、当社が株式を売却しても取引を削減される可能性はないと考えられる。

そこで、提案株主は、政策保有株式の保有目的が実際に果たされているか再検証することを求める。提案株主は、政策保有株式を一切保有すべきでないと考えているが、少なくとも、上記検証の結果、保有目的が果たされないことが判明した政策保有株式については、保有の合理性が認められていないため、速やかに縮減すべきである。

## 取締役会としては、本議案に反対いたします。

政策保有株式については、配当や評価損益の状況、投資先企業との取引の状況や保有の経緯などを取締役会において毎年検証し、保有する必要性が乏しいものについては縮減していくこととしており、こうした検証の結果、現在保有しているものは合理性を有していると判断しています。これらの点についてはコーポレートガバナンス報告書において開示しており、さらに政策保有株式の保有状況については有価証券報告書において開示しております。

当社では、2018年度以降、政策保有株式の縮減を進めており、2018年3月から2022年3月までの間に、上場株式については時価ベースで91%縮減、上場株式と非上場株式の全体についても78%縮減しております。2022年3月時点において、当社の保有する政策保有株式の銘柄数は9銘柄（上場2銘柄、非上場7銘柄）、その評価額は28億1600万円であり、当社の連結ベースの総資産の0.02%、純資産の2.04%を占めるに過ぎません。このため、政策保有株式について一般に批判される点は当社には妥当しません。

なお、本議案では、「当社が保有する政策保有株式の保有目的である『取引関係を強化すること』や『連携を図ること』が、政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、当該株式の売却を希望する旨を伝える」ことを定款の内容とすることを求めています。売却の要否については当社にて検証すべき問題であり、保有の意義や経済合理性等については当社の取締役会で審議のうえ対応方針を決定し、その結果をコーポレートガバナンス報告書において開示するプロセスも確保されております。

また、定款は会社を運営する上での基本的な方針を定めるものであり、個別具体的な業務執行に関する事項を規定することは適切ではないと考えております。

よって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

### 取締役会の 意見

## 株主提案

本議案は、株主2名からの共同のご提案によるものであります。なお、提案の内容および提案の理由については、提案株主から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

## 第8号議案

# 純投資目的で保有する株式及び非上場REITの売却に係る定款変更の件

### 1. 提案の内容

現行の定款に以下の条文を新設する。

(純投資目的で保有する株式及び非上場REITの売却)

第42条 当社は、保有目的が純投資目的である株式及び非上場REITを新たに取得せず、かつ、2026年3月末までに全て売却する。

### 2. 提案の理由

本件は、当社が保有する全ての投資目的の株式及び非上場REIT（以下「株式等」という）を現在の中期経営計画期間中に売却することを諮るものである。

当社は、2021年3月末現在、貸借対照表計上額で計129億円となる純投資目的の株式および計145億円となる非上場REITを保有している。これらの株式等は、当社の事業を営むにあたって保有が求められる事業用資産ではなく、純粋な投資運用を目的に保有されている有価証券である。

しかし、株式等の保有によって得られるリターンは資本コストを下回っており、株式等の保有は当社の資本効率性を低下させ、当社の株主価値を毀損する原因の一つとなっている。

従って、当社が現在の中期経営計画において掲げた資本効率性の向上をより高い水準で実現するためにも、株式等は現在の中期経営計画期間中に売却するべきである。

<b>取締役会の 意見</b>	<p><b>取締役会としては、本議案に反対いたします。</b></p> <p>当社は、貸借取引をはじめとするセキュリティファイナンス業務の安定的な運営のため、金融市場から低利で十分な流動性を確保しております。その過程で発生する余資を効率的に有価証券で運用することで追加的な収益を上げております。また、当社は、有価証券や資金の貸借などを通じて、金融・証券市場において幅広く金融仲介業務を行っています。こうした金融仲介業務は、その性格上、資本をそのまま投下して収益を上げるものではなく、当社は負債調達によるレバレッジの効果も含め全体として株主資本コストを上回るROEの達成を経営目標として掲げています。コーポレートガバナンス・コードの考え方においても、企業価値の向上は中長期的な観点で行うものであり、当社のROE目標も有価証券運用を含め各部門が着実に収益を挙げ2025年度までの中期的なスパンで達成していくこととしております。</p> <p>また、当社として事業ポートフォリオについての考え方を取締役会において審議決定のうえ当社コーポレートサイトにおいて開示しておりますが、有価証券運用を含むいずれの事業についても中長期的な収益力の向上が見込めると考えており、売却すべきと判断する資産は現時点で存在しません。</p> <p>また、定款は会社を運営する上での基本的な方針を定めるものであり、個別具体的な業務執行に関する事項を規定することは適切ではないと考えております。</p> <p>よって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。</p>
---------------------	--

株主提案 本議案は、株主2名からの共同のご提案によるものであります。なお、提案の内容および提案の理由については、提案株主から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

## 第9号議案

# 議決権行使結果の開示に係る定款変更の件

## 1. 提案の内容

現行の定款に以下の条文を新設する。

(議決権の不行使及び行使理由の開示)

第43条 当社は、当会社名義で保有している融資担保株式に係る議決権については、原則として行使しないものとし、当該株式の株主価値が毀損されることが明らかな例外的な場合にのみ、個別に賛否を検討して議決権を行使し、その議決権行使の理由を適時に開示するものとする。

## 2. 提案の理由

2022年12月末現在、主に貸借取引業務に関連して当社が保有する融資担保株式は総額5000億円に上り、384社の上場会社において当社は上位30位以内の株主に名を連ねている。

当該融資担保株式について、当社は、原則として会社提案に賛成となる議決権行使をしていると説明するが、単に担保として保有する株式の議決権について漫然と会社提案に賛成することは、貸借取引業務の公平・中立性の観点から問題がある。

以上の観点から、当社は、融資担保株式の議決権は、原則として不行使とすべきである。そして、株主価値の毀損が明らかな例外的な場合のみ、個別に賛否を検討して議決権を行使すべきである。

本株主提案は、当社に対して、原則として融資担保株式の議決権を不行使とすること及び例外的に個別に賛否を検討して議決権行使をする場合、その行使理由の開示を求めることで、貸借取引業務の公平・中立性を保つことを目的とするものである。



取締役会の 意見	<p><b>取締役会としては、本議案に反対いたします。</b></p> <p>証券金融会社が貸借取引業務に関して保有する株式は、純投資目的や政策保有目的ではなく、証券金融会社が通常の業務の遂行の過程で一時的・形式的に保有するものです。そのため当該株式は、金融商品取引法の各種規制（大量保有報告規制、公開買付け規制、主要株主規制）の適用対象外となっています。当社は、このような金融商品取引法の建付けから、当社が貸借取引業務に関して保有する株式については、議決権の行使に当たっても当社の証券市場のインフラとしての公共的役割を果たすことが株主価値向上にもつながるとの考えに基づき、公平性・中立性を旨として、発行会社の事業活動に極力影響を及ぼさないよう、当社の事業特性に応じた独自の議決権行使基準を策定し、当該基準に則り議決権の行使態様を決定しております。本議案で提案されているように当社の議決権行使の基準や議決権行使結果を開示することは、発行会社が当社に議決権行使に関する働きかけを行うことを誘引する可能性があり、結果的に発行会社の事業活動に影響を及ぼし、当社の公正性・中立性の維持にとって逆効果になる可能性があり、上記の金融商品取引法の趣旨に合致しないこととなります。</p> <p>また、定款は会社を運営する上での基本的な方針を定めるものであり、個別具体的な業務執行に関する事項を規定することは適切ではないと考えております。</p> <p>よって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。</p>
-------------	--

以上

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 当社の中期的な経営方針及びコーポレートガバナンスに関する取組み

### (1) 当社の企業理念・目指す将来像

当社は、証券市場のインフラ機能を担う証券金融会社として求められる公共的役割を強く認識しつつ、高い財務の健全性維持と、上場企業として求められる持続的成長と中長期的な企業価値の向上をともに実現する企業を目指すこととしております。

### (2) 中期的な経営方針

こうした考え方の下で、当社としましては、高度なガバナンス体制を基礎とした持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けた一段のコミットメントと透明性の確保が求められるとの認識から、2021年11月に「中期的な経営方針」を策定、公表しました。当社は、この方針のもと、経営目標として、現中期経営計画の期間（2022年度まで）においてROE 4%、次期中期経営計画の期間（2023年度～2025年度）においてROE 5%の達成を目指しています。

このROE目標の策定にあたっては、当社の株主資本コストについて客観的なデータ・複数の方法により推計を行い、4%台半ばとの認識に至ったことから、これを上回る5%をROE目標として設定したものです。

なお、証券市場のインフラとして、財務の健全性や業務範囲への制約が法令や証券・資金決済システムへの参加基準等により課されている証券金融会社の特性から、事業戦略リスクは低く、また財務および収益の安定性が高いことから、当社の株主資本コストは一般的な水準と比べ、相当程度低いものと考えております。

また、ROE目標を達成する時期としては、こうした証券金融会社の特性を踏まえ、2025年度までに着実に実現していくこととしております。その意味で中期的な経営方針は、現行の第6次中期経営計画を修正するものではなくその加速と強化を図るものです。

## ● 中期的な経営方針＜概要＞

### 企業理念

企業理念の達成  
に向けた  
長期的な方向性

日本証券金融は、証券金融の専門機関として、常にその公共的役割を強く認識するとともに、証券界、金融界の多様なニーズに積極的に応え、証券市場の参加者、利用者の長期的な利益向上を図ることで、証券市場の発展に貢献することを使命とする

#### 目指す将来像

証券市場のインフラ機能を担う証券金融会社として求められる公共的役割を認識しつつ、「**高い財務の健全性維持**」、「**上場企業として求められる持続的成長**」、「**中長期的な企業価値の向上**」を実現する企業

#### 2025年までの経営方針

### 中期的な経営方針

第6次中期経営計画  
(2020年度～2022年度)

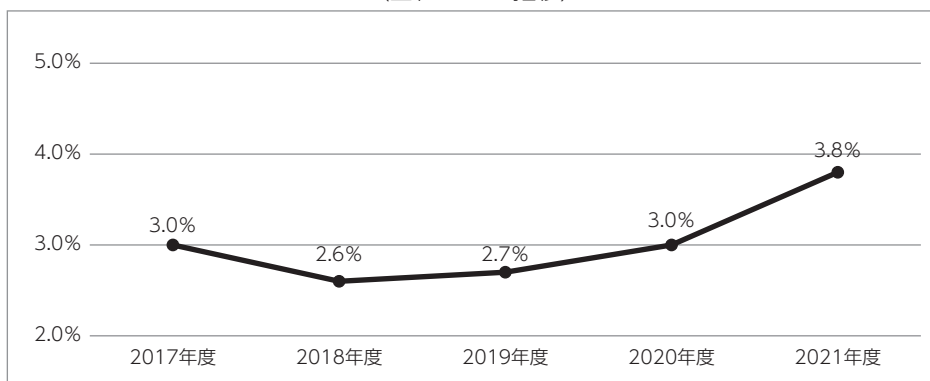
経営目標 (達成目標)	<input type="checkbox"/> 第6次中計期間(2022年度まで) ROE4% <input type="checkbox"/> 次期中計期間(2023年度～2025年度) ROE5%
戦略等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸借取引を核とするセキュリティファイナンス業務の強化</li> <li>● グループ連結経営の強化</li> <li>● 業務運営の効率化</li> <li>● 株主還元の更なる充実(総還元性向100%を目指す)</li> </ul>
コーポレート・ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上場企業に求められているガバナンスの諸課題にスピード感を持って取り組む</li> </ul>

### (3) これまでの当社の取組実績

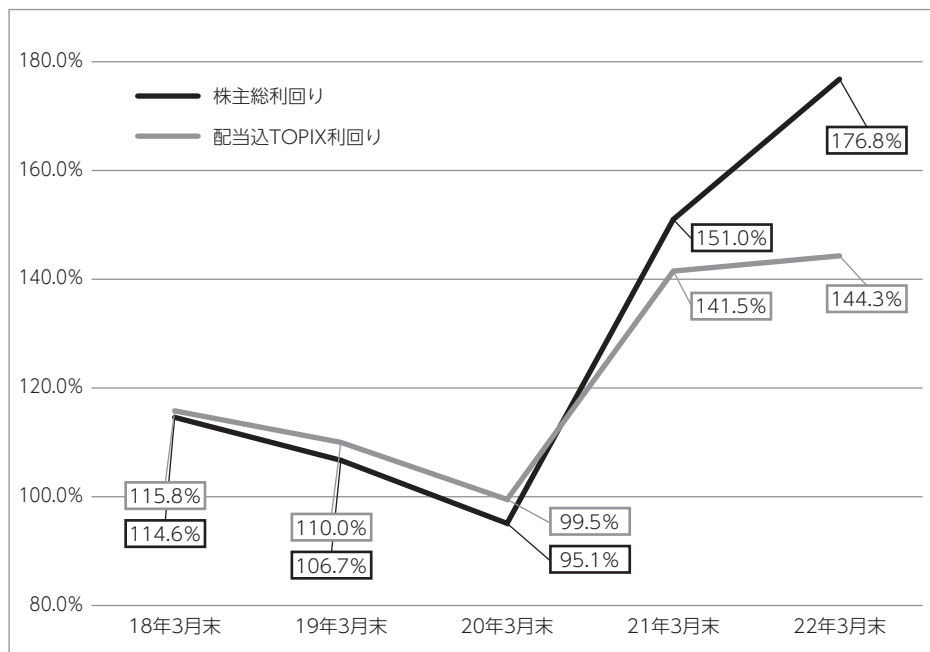
現行中期経営計画の下での取組みを積み重ねてきたことにより、当社のROEは近年着実に上昇し、2021年度には3.8%となり、中期的な経営方針における2022年度目標である4%、2025年度目標である5%の達成に向けた足掛かりを築くことができたものと考えております。

また、当社の株主総利回りも、このところTOPIX平均を有意に上回る水準で上昇しております。

(当社のROE推移)



(当社の株主総利回り (TSR) )



#### (4) 経営目標実現のための施策と事業ポートフォリオについての考え方

上記(1)、(2)記載の経営目標の実現のため、1) 貸借取引を核とするセキュリティファイナンス業務の強化、2) グループ連結経営の強化、3) 業務運営の効率化などにより、収益力と資本効率の向上に向けての取組みを加速します。

当社は、証券金融会社の免許を有しておりますが、法令上、証券金融会社については、貸借取引にかかる業務を主要業務とすることが想定されており、貸借取引にかかる業務以外の業務は、貸借取引の運営に支障を及ぼさない範囲でのみ認められる制約が設けられております。そのため、子会社を含む当社グループの事業ポートフォリオは、当社の業務と関連がありその遂行に資すると考えられる比較的狭い範囲に限定されているほか、上記のような法令上の規制があるため、事業ポートフォリオがM&A等により頻繁に変動することもあまり想定されません。

こうした当社グループの業務の基本的な性格と、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、当社では取締役会において事業ポートフォリオの基本方針について審議・決定を行い、これを次のとおり公表しております。

- ・ 当社グループは、証券市場のインフラとしての公共的役割を強く意識しつつ、免許業務である貸借取引業務を核とするセキュリティファイナンス業務を中心に、証券界・金融界の多様なニーズに積極的に応え、様々な証券・金融関連サービスを提供する。
- ・ また、貸借取引業務が市況変動等の影響を大きく受けることを踏まえ、引続き収益源の多様化に向けて努力し、各事業においてこれまで以上に資本効率の向上を意識しつつ経営目標の達成に取り組む。
- ・ このような考え方の下、当社グループは、貸借取引を核とするセキュリティファイナンス業務、有価証券運用業務、信託銀行業務、不動産管理業務からなる事業ポートフォリオにより、当社が目指す将来像の実現を図る。

## (5) 株主還元

株主還元については、さらなる充実を図っていく観点から、2021年度以降2025年度（ROE 5%目標達成）までの間、配当および自己株式取得の機動的な実施により累計で総還元性向100%を目指します。なお、配当については、2021年度の1株当たり年間配当金額は30円としたうえで、2022年度以降2025年度（ROE 5%目標達成）までの間は、1株当たり年間配当金額が30円を下回らない範囲で積極的な配当を目指します。

この方針の下2022年度の株主還元は、配当予想を年間32円（前期比+2円）とし、あわせて自己株式取得枠を株数上限320万株（発行済み株式総数に対する割合3.5%）、金額上限30億円と設定いたしました。これらをあわせた2022年度の総還元性向は103.4%となります。

## (6) ESGに関する取組み

持続可能な社会の実現に向けては、社会経済活動の基盤となるインフラの整備も重要であり、SDGs（持続可能な開発目標）の一つにも掲げられております（目標9）。当社グループは、証券市場のインフラとして貸借取引業務をはじめとする様々なサービスを提供し、証券・金融市場の流動性向上と参加者の利便性向上に取り組んでおり、こうした活動を通じて、持続可能な社会の実現に向けて、同様な取り組みを行う市場参加者への支援も含め、その一翼を担うことを目指しております。

当社は、こうした基本方針のもと、環境負荷の低減（E）、金融経済教育活動の推進（S、信用取引に関する各種セミナー等の実施）、学術研究活動の推進（S、東京大学との共同実証研究、信用・貸借データを活用した指数開発における京都大学との連携）、海外の証券・金融市場インフラへの貢献（S、インドネシア証券金融会社への技術協力および出資）、従業員の多様な働き方の実現（S）、コーポレートガバナンスの強化（G、指名委員会等設置会社等）、BCP（G）といった取り組みを行っております。

これらのことについて、2021年12月20日提出のコーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示を行いました。

気候変動対応についても経営の重要課題（マテリアリティ）と認識しており、TCFD提言に沿って気候変動に関連する情報を、先般、当社ウェブサイトにおいて開示を行いました。

## (7) コーポレートガバナンス面の取組み

### ① 取締役会の構成等についての考え方

当社は2019年に指名委員会等設置会社に移行し、監督と執行を分離したうえで、社外取締役3名を含む取締役5名の体制で、取締役会議長および三委員会の委員長をすべて社外取締役としているほか、当社の指名委員会および報酬委員会は独立した社外取締役が過半数を占めております。

この体制のもと、経営方針の策定にあたり様々な角度からの検討と議論を積み重ねております。また、業務執行の適切な監督のため、報告内容の見直しや業務説明会の実施など取締役への情報提供の充実にも努めてきております。こうした取組みについては、取締役会の実効性評価においても適切であるとの評価を受けております。

もっとも、コーポレートガバナンス・コードの改訂や東京証券取引所における新市場区分への移行、国際化・DX化等の一層の進展などの環境変化や、中期的な経営方針の下での次期中期経営計画の策定・実行といった局面を迎え、指名委員会等設置会社の取締役会としての役割をさらに充実させる観点から、当社としては、取締役会の構成等について改めて指名委員会での審議を経て取締役会において検討を行いました。

その結果、環境変化等を踏まえスキルの複層化を図ること、監督と執行の人数面でのバランスや年齢構成・ジェンダーの多様化も重要であること等を踏まえ、取締役会の規模を現在の5名に加え2名程度増員（いずれも社外）することが適当との認識に至りました。また、スピーディな意思決定を可能としつつ当社の規模を勘案し、スキルマトリックスを踏まえて取締役の員数の上限を実人員対比で一定の余裕を持たせつつ見直すことも検討に値するとの結論を得ました。

これを踏まえ、当社としましては、取締役候補者は社外5名、社内2名の合計7名の体制で全体としてのスキルセットのパッケージで臨むこと、定款上の取締役の員数の上限は、実人員7名に対して1名の余裕を持つ8名とすることを提案しております。



## ② 「執行役の選任についての考え方」の策定・開示

当社は、取締役会による監督機能発揮の一環として、指名委員会において経営陣の選任に関する方針を審議・決定しております。昨年度、上記の環境変化等を踏まえ、改めて執行役の選任に関する考え方を包括的に検証し、指名委員会において審議を行った結果も踏まえ、執行役に求められる資質については、その選任の目的が中期経営計画の推進のための執行体制の構築にあることを踏まえ、次のとおり整理したうえで具体的な選任を行っております。

- ・ 公共的役割を十分認識して業務執行を遂行することができる者
- ・ 金融・証券市場全般について広範な知見を有している者
- ・ 金融商品取引法をはじめとした各種法令に関して精通している者
- ・ 専門性の高い当社の業務に携わり、知識・経験を有している者
- ・ 当社業務の推進にあたり必要とされる国際性を有している者
- ・ 経営管理やリスク管理に関する高度な知識・経験を有している者
- ・ 財務・会計に関する高度な知識・経験を有している者
- ・ 当社を取り巻く金融・証券業界のさまざまな環境変化に対し、柔軟に対応できる者

また、具体的な人選にあたっては、内部出身者、公共部門出身者、金融・証券界出身者をロングリストとして整理しております。2022年2月28日に公表した当社執行役の人事は、こうした考え方に基づくものです。

提案株主からは、当社における日本銀行出身者の役員登用が否定的に評価されておりますが、上記のとおり、当社は貸借取引をはじめとする証券金融業務の公共的な役割やその特殊性に鑑み、執行役をはじめとする経営幹部に求める資質として、公共的役割を十分認識して業務執行を遂行することができること、金融・証券市場全般について広範な知見を有していること、当社を取り巻く金融・証券業界のさまざまな環境変化に対し、柔軟に対応できることなどを重視しており、日本銀行出身者の登用はこれらの資質を有することを踏まえた判断に基づくものです。その待遇は職責等に見合ったものとしており、当社および連結子会社による報酬等の支給状況は法令等に基づき適正に開示しております。

### ③ コーポレートガバナンス統括室の設置

当社は、2021年10月、コーポレートガバナンス統括室を設置いたしました。これは、コーポレートガバナンス・コードの改訂や、東京証券取引所における上場企業の新市場区分への対応等、上場企業として求められる高度なガバナンス体制の構築やその機能強化に向けて、当社としてスピード感を持って対応するための事務局としての体制整備を行ったものです。

また、従来、取締役会の事務局機能は経営企画部が担っていました。もっとも、経営企画部は、中期経営計画の立案を代表執行役社長の指揮のもと行う部署であることから、指名委員会等設置会社として監督と執行を分離している当社において、取締役会の事務局は経営企画部とは担当役員も含め別建てとすることが適切との考え方から、コーポレートガバナンス統括室を設置したものです。

## (8) 報酬とインセンティブについての考え方

以上の経営方針やガバナンス体制を支える報酬体系については、証券市場のインフラとしての公的役割を強く意識しつつ中長期的な企業価値の向上を図るとの当社の経営方針と整合的なインセンティブが働くよう設計しております。

具体的には、執行役の報酬は、当社の業績および株式価値との連動性を高める観点から、定額の月額報酬（基本報酬）ならびに業績連動の役員賞与および株式報酬とします。定額の月額報酬（基本報酬）は、各執行役の役位に応じて決定します。役員賞与については経営責任を明確にする観点から、事業年度終了後、中期経営計画における経営目標の達成状況および毎期の業績に連動して決定し、決定後3カ月以内に支給します。株式報酬については、株式給付信託の仕組みを用いて、中期的な業績に連動して決定したポイントを付与し、退任時にポイント数に応じた当社株式を交付します。

取締役（執行役を兼務する者を除く。）は、監督機能発揮の観点から、定額の月額報酬（基本報酬）のみとし、業績連動の報酬等は支給しません。個々の取締役の報酬は、常勤・非常勤の別や議長就任など、取締役としての職責に応じて決定します。執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬の支給は行いません。

取締役および執行役の個人別の報酬は、報酬委員会で決定します。また、報酬枠や報酬体系の変更等についても、報酬委員会で決定します。

## (9) 対処すべき課題

### ◆今後の取組みの方向性

当社グループは第6次中期経営計画の下、これまで取組んできた諸施策の成果として、着実に収益基盤の強化が進んでおり、ROEも向上しております。第6次中期経営計画の最終年度を迎える2022年度につきましても、次のような取組みを推進することにより、「中期的な経営方針」で掲げたROE 4%達成を目指して参ります。

「貸借取引業務の強化」については、関係機関や取引先との連携および貸借取引情報の提供拡大などによる貸借取引の利便性向上に努めるほか、東証新市場区分の下での選定ルールの見直しなどを通じて貸借銘柄の拡大を図って参ります。「セキュリティファイナンス業務の拡充・強化」については、欧米を中心とした金融政策変更などに伴う取引先ニーズの変化に対して、引き続き柔軟・迅速に対応するとともに、営業活動の強化を通じて取引先の拡充および取引残高拡大を図ります。また、こうした営業活動を後方から支援する体制を強化する観点から、RPAの積極活用やミドルバック事務の見直しなど業務効率化に努めて参ります。

そのほか、研修制度の拡充（人材育成の強化）、積極的な採用活動の展開（ダイバーシティの推進）、サイバーセキュリティや自然災害に対するレジリエンス向上に加え、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を踏まえた情報開示の充実など、サステナビリティ関連諸課題への取組みをグループ一丸となって推進して参ります。

子会社の日証金信託銀行においては、引続き顧客資産保全を目的とした信託サービスの拡充・強化を中心に、日証金グループの信託銀行としての特色を活かした金融・証券関連サービスの拡充に努めます。

子会社の日本ビルディングにおいては、グループ各社に対して良好かつコストの低い執務環境の提供を行い、もって当社グループの使命達成と中長期的な企業価値の向上に貢献する役割を果たして参ります。

当社グループは、以上のような各種取組みを通じて経営基盤の一層の強化と充実した株主還元の実施に努め、株主・投資家をはじめとするステークホルダーからの高い信頼を維持しつつ、今後も証券市場のインフラとしての機能を安定的に果たしていくことにより、持続可能な社会の発展に貢献して参りたいと考えております。

## 2 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### ①金融経済環境

当年度の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による停滞から持ち直しつつあるものの、変異型ウイルスによる感染再拡大やウクライナ情勢による原油価格の高騰など、依然として不透明な状況が続きました。

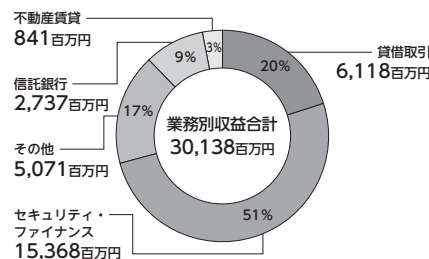
株式市場についてみますと、期初29,388円で始まった日経平均株価は、新型コロナウイルスの感染再拡大などが嫌気されて下落基調となりましたが、8月下旬以降はワクチン接種の進展による経済正常化への期待などから上昇に転じ、9月14日には当期間の最高値となる30,670円まで上昇しました。その後は変異型ウイルスによる感染再拡大などにより再び下落基調となり、2022年2月以降はウクライナ情勢による経済への影響懸念から一時さらに下げが強まり、3月9日には当期間の最安値となる24,717円となりましたが、期末は27,665円で取引を終えました。

この間の東京市場等（東証、名証およびPTS）の制度信用取引買い残高をみますと、期初2兆2,800億円台から7月初旬に当期間のピークとなる2兆6,500億円台まで増加したものの、その後は減少基調となり、期末は2兆100億円台で当期間のボトムとなりました。一方、期初に5,900億円台であった制度信用取引売り残高は、株価の回復に伴う新規売りの増加を受け、9月には当期間のピークとなる6,400億円台となったものの、その後は減少基調となり、2022年1月の株価急落局面では当期間のボトムとなる4,100億円台まで減少し、期末は5,500億円台となりました。

## ②2022年3月期決算

単位：百万円

	第111期 (前期)	第112期 (当期)	増減額	増減率
営業収益	30,924	30,138	△786	△2.5%
営業費用	18,018	16,533	△1,484	△8.2%
一般管理費	8,129	7,368	△760	△9.4%
営業利益	4,777	6,235	1,458	30.5%
経常利益	5,558	7,164	1,606	28.9%
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,971	5,174	1,203	30.3%



このような環境の下、当期の連結営業収益は、債券営業をはじめとするセキュリティファイナンス業務が好調となったものの貸借取引業務が減収となったことにより30,138百万円（前期比2.5%減）となりました。一方、連結営業費用は貸借取引における有価証券借入料が減少したことから16,533百万円（同8.2%減）となり、一般管理費は当社における貸倒引当金の算定方法見直しに伴う負担額の減少などにより7,368百万円（同9.4%減）となりました。

この結果、連結営業利益は6,235百万円（同30.5%増）、同経常利益は7,164百万円（同28.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,174百万円（同30.3%増）といずれも増益となりました。

## ③業務別の営業状況

(証券金融業)

証券金融業務における営業収益は26,558百万円（前期比3.5%減）となりました。

## ◆貸借取引業務

貸借取引業務における営業収益は6,118百万円（前期比46.1%減）となりました。貸借取引貸付金が期中平均で2,831億円と前期比585億円増加し、貸付金利息が増収となったものの、貸借取引貸付有価証券は期中平均で1,755億円と前期比1,250億円減少し、貸株料および貸株超過銘柄にかかる品貸料がいずれも減収となりました。

	第111期 (前期)	第112期 (当期)	増減額	増減率
業務別取引平均残高 (億円)				
貸借取引貸付金	2,246	2,831	585	26.0 %
貸借取引貸付有価証券	3,006	1,755	△1,250	△41.6 %

◆セキュリティ・ファイナンス業務

セキュリティ・ファイナンス業務における営業収益は15,368百万円（同24.4%増）となりました。

このうち、債券営業（12,846百万円、同27.6%増）は、取引先ニーズへの積極対応が奏功して現先取引および現金担保付債券貸借取引（債券レポ取引）の残高（合計）が過去最高を更新するなど堅調に推移しました。金融商品取引業者向けの資金貸付（1,196百万円、同52.4%増）は現金担保付株券等貸借取引（株券レポ取引）の期中平均残高が前期に比べ大幅に増加したことなどにより増収となりました。一般信用ファイナンス（156百万円、同94.7%増）および個人・一般事業法人向け貸付（510百万円、同9.0%増）は貸付残高の増加により増収となりました。一方、一般貸株（657百万円、同30.8%減）は、上期の借株需要の低調に加え、利鞘の厚い取引の残高減少により減収となりました。

◆その他

その他の収益は、有価証券運用におけるキャリー収益の着実な積上げとポートフォリオ入替による売却益の計上等により5,071百万円（同32.7%増）となりました。

(信託銀行業)

信託銀行業務における営業収益は（2,737百万円、同10.3%増）となりました。管理型信託サービスにおける受託残高の増加により信託報酬が引き続き堅調となりました。

(不動産賃貸業)

不動産賃貸業務における営業収益は841百万円（同7.4%減）となりました。

④第6次中期経営計画の進捗状況

◆2021年度における達成状況

(各種施策)

2021年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染拡大の影響が継続する中、オンラインを利用した積極的な営業活動の展開やRPAの活用などを通じた業務効率化の推進に努めました。

業務面では、有価証券の調達先および貸出先の拡大を図りつつ、既存取引先とのリレーション維持・強化や商品性の見直しなど、多様なニーズへの柔軟・迅速な対応に努めることにより、貸借取引業務を核とするセキュリティファイナンス業務の拡充・強化に注力しました。また、システム面でのグループ連携による取引先の利便性向上やテレワークの活用によるBCP体制の向上など業務管理体制の強化に努めました。

そのほか、分散型台帳技術を活用した有価証券貸借取引について東京大学との実証研究を開始するなど証券市場のサステナブルな発展に貢献するための取組みも実施しております。

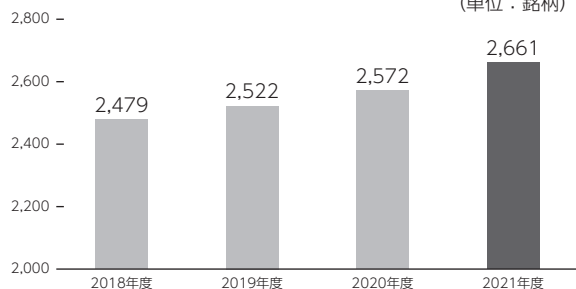
(経営目標)

第6次中期経営計画(2020年度～2022年度)では、貸借取引業務の基盤強化のため、貸借銘柄数の着実な増加を図るとともに、証券市場のインフラとしての機能を安定的に果たしていくため、収益源の多様化を推進し、基礎収支額\*の着実な増加を目指すことを経営目標として掲げております。

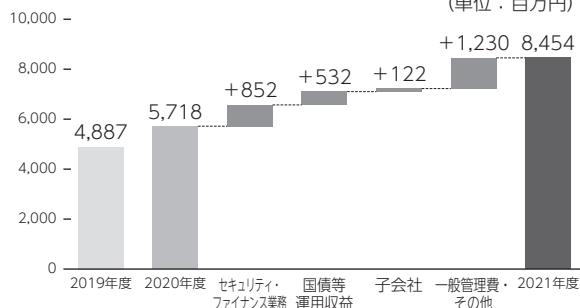
\*「基礎収支額」：想定貸借取引収支(過去3年平均値を想定)の下で試算される経常利益

2022年3月期においては、上記各種施策の推進により、「貸借銘柄数」および「基礎収支額」はいずれも前期を上回る結果となりました。

(貸借銘柄数)

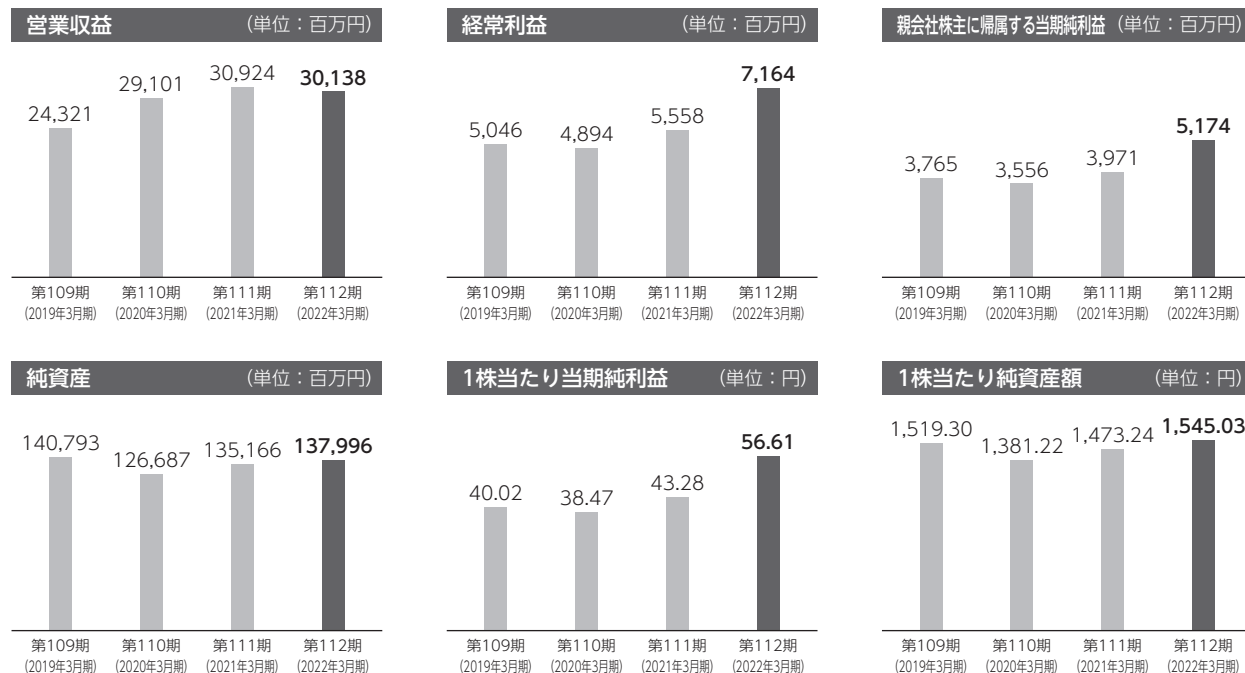


(基礎収支額)



## (2) 当社グループの財産および損益の状況の推移

### 当社グループ



		第109期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第110期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第111期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第112期 (当連結会計年度) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
営業収益	(百万円)	24,321	29,101	30,924	30,138
経常利益	(百万円)	5,046	4,894	5,558	7,164
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,765	3,556	3,971	5,174
1株当たり当期純利益	(円)	40.02	38.47	43.28	56.61
純資産	(百万円)	140,793	126,687	135,166	137,996
1株当たり純資産額	(円)	1,519.30	1,381.22	1,473.24	1,545.03



### (3) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣の免許を受けて行っている貸借取引業務を始め、次の業務を行っております。

#### ① 証券金融業

貸借取引業務

全国各証券取引所およびPTS（私設取引システム）における制度信用取引の決済に必要な資金や株券の貸付

セキュリティ・ファイナンス業務

一般貸付 (有価証券等を担保とした資金の貸付)	金融商品取引業者向け貸付 現金担保付株券等貸借取引（株券レポ取引） 一般信用ファイナンス（一般信用取引の決済に必要な資金の貸付） 個人・一般事業法人向けの証券担保ローン
有価証券貸付	債券貸借取引、国債の現先取引 一般貸株（株式売買取引の決済などに必要な株券の貸付）

#### ② その他

信託銀行業	顧客分別金信託、有価証券信託等の信託業務および預金・貸出等の銀行業務
不動産賃貸業	当社グループ所有の不動産の賃貸・管理

### (4) 営業所 (2022年3月31日現在)

#### ① 当社

本店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
大阪支社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目9番6号

#### ② 子会社

日証金信託銀行株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号
日本ビルディング株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番14号

### (5) 設備投資の状況

当連結会計年度において総額7億円の設備投資を行いました。

これは主に、本社ビルの改修工事および当社基幹システムのサーバリプレイスによるものであります。

## (6) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 当社グループ

事業区分	従業員数	前期末比
証券金融業	207 [4] 名	8名減 [1名増]
信託銀行業	41 [1]	1名増 [増減なし]
不動産賃貸業	16 [0]	1名減 [増減なし]
合 計	264 [5]	8名減 [1名増]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除く）であり、執行役員を含んでおりません。また、臨時従業員は [ ] 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、派遣社員およびパートタイマーが含まれています。

### ② 当社

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
207 [4] 名	8名減 [1名増]	43.8歳	20.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除く）であり、執行役員を含んでおりません。また、臨時従業員は [ ] 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、派遣社員およびパートタイマーが含まれています。

## (7) 子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金 (億円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
日証金信託銀行株式会社	140	100	信託銀行業
日本ビルディング株式会社	1	100	不動産賃貸業

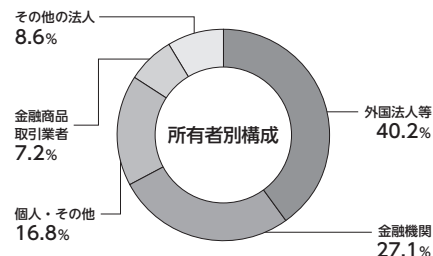
- (注) 1. 関連会社は次のとおりであります。
- ・日本電子計算株式会社
  - ・ジェイエスフィット株式会社
- (注) 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (8) 主要な借入先および借入額 (2022年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

### 3 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 96,000,000株
- (3) 株主数 10,441名
- (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	12,674	14.0
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,946	12.1
公益財団法人資本市場振興財団	4,654	5.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,228	4.7
株式会社みずほ銀行	3,536	3.9
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	3,530	3.9
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	3,109	3.4
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	2,006	2.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	1,874	2.1
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	1,725	1.9

(注) 当社は自己株式を5,594,684株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
執行役	49,500株	1名

(注) 当社は、株式給付信託の仕組みを用いて、退任時に当社株式を交付しております。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役 取締役会議長	小幡尚孝	指名委員 (委員長) 報酬委員 (委員長)	
取締役	杉野翔子	指名委員 監査委員 報酬委員	藤林法律事務所 パートナー弁護士 木徳神糧株式会社 監査役 株式会社タケエイ 監査役
取締役	飯村修也	監査委員 (委員長)	株式会社インテリックス 監査役
取締役 (代表執行役社長)	榎田誠希	指名委員 報酬委員	株式会社デンソー 取締役
取締役	朝倉洋	監査委員	

- (注) 1. 取締役小幡尚孝氏、杉野翔子氏および飯村修也氏の3氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査委員会監査の実効性を確保する観点から、飯村修也氏を常勤の監査委員として選定しております。
3. 当社は、社外取締役小幡尚孝氏、杉野翔子氏および飯村修也氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と取締役（業務執行取締役等を除く）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
5. 社外取締役が役員を兼務する他の会社または兼務していた他の会社とは、記載すべき人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。
6. 当社は、取締役、執行役、執行役員およびその他重要な使用人ならびに子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（損害賠償金および訴訟費用）について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

## (2) 取締役会および各委員会への出席状況

氏名	取締役会	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
小幡尚孝	11回/11回 (100%)	8回/8回 (100%)	—	5回/5回 (100%)
杉野翔子	11回/11回 (100%)	8回/8回 (100%)	11回/11回 (100%)	5回/5回 (100%)
飯村修也	11回/11回 (100%)	—	11回/11回 (100%)	—
榎田誠希	11回/11回 (100%)	8回/8回 (100%)	—	5回/5回 (100%)
朝倉洋	9回/9回 (100%)	—	9回/9回 (100%)	—

(注) 取締役就任後に開催された取締役会および各委員会への出席状況を記載しております。

## (3) 社外役員の主な活動状況

氏名	活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
小幡尚孝	小幡尚孝氏は、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。取締役会では、議長として議事運営を行うとともに、中期的な経営方針の策定やリスク管理態勢について提言・助言を行っております。指名委員会および報酬委員会では、委員長として議事運営を行うとともに、経営陣の選定計画や取締役会の構成等に関する検討・審議において、委員として必要な意見表明を行っております。
杉野翔子	杉野翔子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。取締役会では、中期的な経営方針の策定やコンプライアンスに関する取組について提言・助言を行っております。指名委員会および報酬委員会では、経営陣の選定計画や取締役会の構成等に関する検討・審議において、委員として必要な意見表明を行っております。また、監査委員会では、委員として監査計画を立案し、監査の実施状況とその結果を会計監査人に聴取し、必要な意見表明を行っております。
飯村修也	飯村修也氏は、証券界における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、常勤の取締役・監査委員として社内の重要会議への出席や内部監査部門からの報告等を通じて、監査・監督の向上に努めております。監査委員会では、委員長として議事運営を行うとともに、委員として監査計画を立案し、監査の実施状況とその結果を会計監査人に聴取し、必要な意見表明を行っております。

#### (4) 執行役の氏名等

(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役会長	小林英三	日本ビルディング株式会社 取締役 日本電子計算株式会社 取締役 藤森工業株式会社 監査等委員である取締役
代表執行役社長	榎田誠希	株式会社デンソー 取締役
執行役副社長	樋口俊一郎	監査部 コンプライアンス統括部担当
執行役専務	福島賢二	貸借取引部 金融証券営業部 リテール営業部 システム企画部担当
執行役常務	岡田豊	コーポレートガバナンス統括室 業務開発部 資金証券部 決済管理部 国際関係担当
執行役常務	関口将	リスク管理部 人事部 経営企画部 大阪支社 関係会社担当

(注) 1. 代表執行役社長榎田誠希氏は、取締役を兼務しております。

2. 執行役専務 福島賢二氏は、2022年3月31日付で任期満了により退任いたしました。また、2022年4月1日付で執行役常務 岡田豊氏が執行役専務に昇任し、新たに下山田守邦氏および杉山慎一氏が執行役常務に就任しております。

#### 【ご参考】2022年4月1日現在の執行役の氏名等

会社における地位	氏名	担当
執行役会長	小林英三	
代表執行役社長	榎田誠希	
執行役副社長	樋口俊一郎	監査部 コンプライアンス統括部担当
執行役専務	岡田豊	コーポレートガバナンス統括室 業務開発部 資金証券部 国際関係担当
執行役常務	関口将	リスク管理部 人事部 経営企画部 関係会社担当
執行役常務	下山田守邦	貸借取引部 金融証券営業部 リテール営業部担当
執行役常務	杉山慎一	決済管理部 システム企画部 大阪支社担当

## (5) 取締役および執行役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			人数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	非金銭報酬等 株式報酬	
取締役	54,960	54,960	—	—	5
うち社外取締役	46,560	46,560	—	—	3
執行役	298,873	194,160	75,250	29,463	6
合計	353,833	249,120	75,250	29,463	11

(注) 1. 執行役を兼務する取締役については、取締役としての報酬は支払っておりません。

2. 業績連動報酬等（賞与）にかかる業績指標は貸借銘柄数、基礎収支額、連結当期純利益であり、その実績はそれぞれ2,661銘柄、8,454百万円、5,174百万円であります。

3. 業績連動報酬等（非金銭報酬等・株式報酬）にかかる業績指標は連結経常利益（3年平均）であり、その実績は5,872百万円であります。

## (6) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

### ① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社役員の報酬等は、企業理念および経営方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役および執行役の役割、期待される機能にあわせた体系・水準としています。具体的には、報酬委員会が決定した次の方針に基づき、報酬委員会において個人別の報酬等を決定します。なお、報酬委員会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### [取締役]

- ・取締役は、監督機能の発揮の観点から、定額の月額報酬（基本報酬）のみとし、業績連動の報酬等は支給しません。
- ・個々の取締役の報酬は、常勤・非常勤の別や議長選任など、取締役としての職責に応じて決定します。
- ・執行役を兼務する取締役については、取締役としての報酬は支給しません。

#### [執行役]

- ・執行役の報酬は、当社の業績および株式価値との連動性を高める観点から、定額の月額報酬（基本報酬）ならびに業績連動の役員賞与および株式報酬とします。
- ・定額の月額報酬（基本報酬）は、各執行役の役位に応じて決定します。
- ・役員賞与については、経営責任を明確にする観点から、事業年度終了後、中期経営計画における経営目標の達成状況および毎期の業績に連動して決定し、決定後3カ月以内に支給します。
- ・株式報酬については、株式給付信託の仕組みを用いて、中長期的な業績に連動して決定したポイントを付与し、退任時にポイント数に応じた当社株式を交付します。

② 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

執行役の報酬等について、基準となる業績に基づき支給する場合の各報酬の支給割合は、次のとおりとします。

基本報酬	業績連動報酬	
	役員賞与	株式報酬
65%	20%	15%

③ 業績連動報酬にかかる指標、当該指標を選択した理由および業績連動報酬の決定方法

当社の執行役の報酬等のうち、業績連動報酬である役員賞与および株式報酬にかかる指標等は次のとおりです。

[役員賞与]

- ・各執行役の役位に応じた賞与基準算定額に業績連動係数（賞与）を乗じて決定します。
- ・業績連動係数（賞与）は、経営目標の進捗・達成度合いを反映する3つの指標（貸借銘柄数、基礎収支額、連結当期純利益）のそれぞれ対前期増減比率に各指標の反映割合を乗じて決定します。

[株式報酬]

- ・各執行役の役位に応じて基準となるポイント数を決定します。
- ・基準となるポイント数をもとに、当事業年度を含む過去3年間の連結経常損益の平均値が基準を上回った場合は加算、下回った場合は減算します。
- ・連結経常利益を指標とするのは、一時的な損益の発生の影響を除いた業績を用いることにより、中長期的な株主の利益との連動性を高めることを目的としているためです。



## 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、証券市場のインフラの担い手として求められる経営の安定性および財務の健全性を確保するため、強固な自己資本を維持しながら企業価値の増大を図るとともに、収益環境や投資計画などを総合的に勘案し、株主への利益還元を充実したものとしていくことを基本方針としております。こうした基本的な考え方の下で、株主還元のさらなる充実を図ってまいります。

2021年度以降2025年度までの間、配当および自己株式取得の機動的な実施により累計で総還元性向100%を目指します。また配当については、1株当たり年間配当金額が30円を下回らない範囲で積極的な配当を目指します。

当事業年度の期末配当金につきましては、2022年5月16日開催の取締役会決議により、1株につき15円とさせていただきます。これにより実施済みの中間配当金1株当たり15円とあわせまして、年間配当金は1株当たり30円（前期比4円増）となります。なお、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は2022年6月2日（木曜日）とさせていただきます。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第112期 2022年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,083,009</b>
現金及び預金	1,299,070
有価証券	109,724
営業貸付金	891,485
買現先勘定	3,928,146
借入有価証券代り金	6,499,422
その他	355,293
貸倒引当金	△133
<b>固定資産</b>	<b>1,085,646</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,056</b>
建物及び構築物	2,276
器具及び備品	210
土地	3,264
建設仮勘定	304
<b>無形固定資産</b>	<b>960</b>
ソフトウェア	850
ソフトウェア仮勘定	95
その他	14
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,078,629</b>
投資有価証券	1,042,496
固定化営業債権	95
退職給付に係る資産	437
その他	35,696
貸倒引当金	△95
<b>資産合計</b>	<b>14,168,656</b>

科目	第112期 2022年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>14,015,456</b>
コールマネー	1,858,400
短期借入金	239,210
コマーシャル・ペーパー	496,000
売現先勘定	5,544,898
貸付有価証券代り金	4,706,496
未払法人税等	879
賞与引当金	466
役員賞与引当金	106
信託勘定借	1,031,412
その他	137,585
<b>固定負債</b>	<b>15,202</b>
長期借入金	4,000
繰延税金負債	3,011
再評価に係る繰延税金負債	74
役員株式給付引当金	228
退職給付に係る負債	213
資産除去債務	55
デリバティブ債務	7,054
その他	563
<b>負債合計</b>	<b>14,030,659</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>129,719</b>
資本金	10,000
資本剰余金	8,878
利益剰余金	115,521
自己株式	△4,680
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>8,277</b>
その他有価証券評価差額金	9,920
繰延ヘッジ損益	△1,967
土地再評価差額金	168
退職給付に係る調整累計額	156
<b>純資産合計</b>	<b>137,996</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>14,168,656</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第112期	
	2021年4月1日から2022年3月31日まで	
<b>営業収益</b>		<b>30,138</b>
貸付金利息	2,708	
買現先利息	5,714	
借入有価証券代り金利息	2,250	
有価証券貸付料	9,457	
その他	10,006	
<b>営業費用</b>		<b>16,533</b>
支払利息	747	
売現先利息	3,614	
有価証券借入料	9,357	
その他	2,814	
<b>営業総利益</b>		<b>13,604</b>
<b>一般管理費</b>		<b>7,368</b>
<b>営業利益</b>		<b>6,235</b>
<b>営業外収益</b>		<b>959</b>
受取利息及び配当金	481	
持分法による投資利益	446	
雑収入	31	
<b>営業外費用</b>		<b>29</b>
支払利息	0	
自己株式取得費用	6	
金銭の信託運用損	14	
投資事業組合運用損	4	
雑支出	4	
<b>経常利益</b>		<b>7,164</b>
<b>特別利益</b>		<b>40</b>
固定資産売却益	40	
<b>特別損失</b>		<b>58</b>
固定資産除却損	41	
支社移転費用	16	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>7,147</b>
法人税、住民税及び事業税	2,071	
法人税等調整額	△98	
<b>当期純利益</b>		<b>5,174</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		5,174

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	10,000	8,878	113,133	△2,407		129,604
会計方針の変更による累積的影響額			0			0
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	10,000	8,878	113,133	△2,407		129,605
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当			△2,786			△2,786
親会社株主に帰属する当期純利益			5,174			5,174
自己株式の取得				△2,301		△2,301
自己株式の処分		0		28		28
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	-	0	2,387	△2,272		114
当連結会計年度末残高	10,000	8,878	115,521	△4,680		129,719

(単位:百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	22,432	△16,978	168	△59	5,562	135,166
会計方針の変更による累積的影響額						0
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	22,432	△16,978	168	△59	5,562	135,167
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△2,786
親会社株主に帰属する当期純利益						5,174
自己株式の取得						△2,301
自己株式の処分						28
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△12,512	15,010	-	216	2,714	2,714
当連結会計年度変動額合計	△12,512	15,010	-	216	2,714	2,829
当連結会計年度末残高	9,920	△1,967	168	156	8,277	137,996

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第112期 2022年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,118,921</b>
現金及び預金	800,238
有価証券	92,365
営業貸付金	358,860
貸借取引貸付金	265,028
公社債及び一般貸付金	52,331
その他の貸付金	41,500
買現先勘定	3,928,146
借入有価証券代り金	6,587,152
その他	352,212
貸倒引当金	△55
<b>固定資産</b>	<b>595,202</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,911</b>
建物	624
器具及び備品	151
土地	830
建設仮勘定	304
<b>無形固定資産</b>	<b>569</b>
ソフトウェア	460
ソフトウェア仮勘定	95
その他	13
<b>投資その他の資産</b>	<b>592,722</b>
投資有価証券	532,601
関係会社株式	26,893
固定化営業債権	95
前払年金費用	127
その他	33,099
貸倒引当金	△95
<b>資産合計</b>	<b>12,714,123</b>

科目	第112期 2022年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>12,585,965</b>
コールマネー	1,523,600
短期借入金	187,350
コマーシャル・ペーパー	496,000
売現先勘定	5,544,898
貸付有価証券代り金	4,699,859
未払法人税等	422
賞与引当金	395
役員賞与引当金	106
貸借取引担保金	117,092
その他	16,239
<b>固定負債</b>	<b>6,980</b>
長期借入金	1,000
繰延税金負債	1,907
再評価に係る繰延税金負債	74
役員株式給付引当金	228
その他	3,769
<b>負債合計</b>	<b>12,592,945</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>115,383</b>
資本金	10,000
資本剰余金	8,878
資本準備金	5,181
その他資本剰余金	3,697
<b>利益剰余金</b>	<b>101,177</b>
利益準備金	2,278
その他利益剰余金	98,899
配当引当積立金	2,030
別途積立金	77,030
繰越利益剰余金	19,839
自己株式	△4,672
評価・換算差額等	5,794
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>7,257</b>
繰延ヘッジ損益	△1,631
土地再評価差額金	168
<b>純資産合計</b>	<b>121,178</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>12,714,123</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第112期	
	2021年4月1日から2022年3月31日まで	
<b>営業収益</b>		<b>26,586</b>
貸付金利息	2,617	
買現先利息	5,714	
借入有価証券代り金利息	2,273	
受取手数料	372	
有価証券貸付料	9,451	
その他	6,157	
<b>営業費用</b>		<b>16,335</b>
支払利息	387	
売現先利息	3,614	
支払手数料	723	
有価証券借入料	9,529	
その他	2,080	
<b>営業総利益</b>		<b>10,251</b>
<b>一般管理費</b>		<b>6,004</b>
<b>営業利益</b>		<b>4,246</b>
<b>営業外収益</b>		<b>1,711</b>
受取利息及び配当金	1,682	
雑収入	29	
<b>営業外費用</b>		<b>29</b>
金銭の信託運用損	14	
自己株式取得費用	6	
投資事業組合運用損	4	
雑支出	3	
<b>経常利益</b>		<b>5,928</b>
<b>特別利益</b>		<b>40</b>
固定資産売却益	40	
<b>特別損失</b>		<b>58</b>
固定資産除却損	41	
支社移転費用	16	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>5,910</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>1,403</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△31</b>	<b>1,371</b>
<b>当期純利益</b>		<b>4,539</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					配当引当 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	10,000	5,181	3,697	8,878	2,278	2,030	77,030	18,086	99,424
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△2,786	△2,786
当 期 純 利 益								4,539	4,539
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			0	0					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	-	-	1,752	1,752
当 期 末 残 高	10,000	5,181	3,697	8,878	2,278	2,030	77,030	19,839	101,177

(単位:百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△2,399	115,904	17,300	△11,507	168	5,960	121,864
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△2,786					△2,786
当 期 純 利 益		4,539					4,539
自 己 株 式 の 取 得	△2,301	△2,301					△2,301
自 己 株 式 の 処 分	28	28					28
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )			△10,042	9,876	-	△165	△165
当 期 変 動 額 合 計	△2,272	△520	△10,042	9,876	-	△165	△686
当 期 末 残 高	△4,672	115,383	7,257	△1,631	168	5,794	121,178

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本証券金融株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士 辻村茂樹

指定社員

業務執行社員

公認会計士 後藤秀洋

指定社員

業務執行社員

公認会計士 水戸信之

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本証券金融株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本証券金融株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本証券金融株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人	
東京事務所	
指 定 社 員	公認会計士 辻村茂樹
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 後藤秀洋
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 水戸信之
業 務 執 行 社 員	

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本証券金融株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第112期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

日本証券金融株式会社 監査委員会

監査委員(常勤) 飯村 修也 ㊞

監査委員 杉野 翔子 ㊞

監査委員 朝倉 洋 ㊞

(注) 監査委員 飯村 修也及び杉野 翔子は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

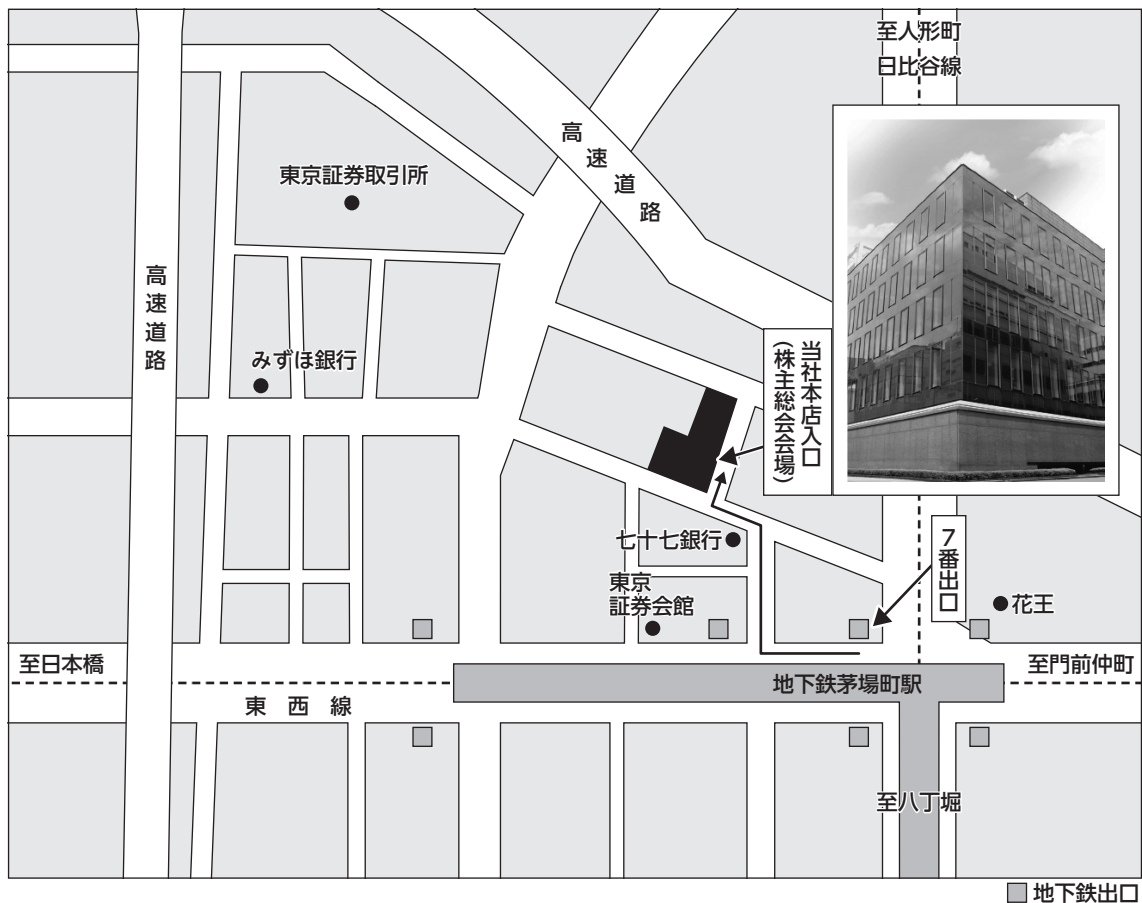
以 上



# 第112回定時株主総会会場のご案内

**会場** 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号  
当社本店6階会議室  
電話 03 (3666) 3184

**最寄りの駅** 地下鉄 | 日比谷線 | 茅場町駅7番出口  
東西線 (徒歩約2分)



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。